



熊本県公報

第12766号
平成30年10月16日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定・（障がい者支援課） 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新・（ " ） 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更の届出……………（ " ） 2
 - 漁船保険義務加入同意の承認（苓北町加入区）……………（団体支援課） 2
 - 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（不知火町加入区）……………（ " ） 2
 - 造成宅地防災区域の指定……………（建築課） 3
 - 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（高齢者支援課） 3
- 公 告**
- 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員の選挙期日及び選挙人名簿の縦覧……………（都市計画課） 3
 - 熊本都市計画道路事業の事業計画変更認可……………（ " ） 3
- 登 載 依 頼**
- 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………（学校人事課） 4

告 示

熊本県告示第797号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
有限会社 松林堂薬局 益城店 上益城郡益城町安永571-3	平成30年10月1日
センター薬局 天草市南新町7番地15	平成30年10月1日
訪問看護ステーション 七彩 宇土市神馬町701番地2	平成30年10月1日

熊本県告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
江上薬局大橋通 山鹿市大橋通704-1	平成30年10月1日
オガワ薬局	平成30年10月1日

宇城市小川町河江1番1号 とみた薬局 塩屋店 八代市本町四丁目8番1号	平成30年10月1日
とみた薬局 高下店 八代市高下西町字寺川2271番3号	平成30年10月1日
株式会社 ゆのうら調剤薬局 葦北郡芦北町大字湯浦232-7	平成30年10月1日
ひご薬局 人吉市南泉田町5番地	平成30年10月1日
きりん本町薬局 球磨郡あさぎり町免田東1497番地	平成30年10月1日
はまゆう薬局 上天草市大矢野町上1507番地2号	平成30年10月1日
久玉薬局 天草市久玉町1411-188	平成30年10月1日
御所浦薬局 天草市御所浦町御所浦2852-7	平成30年10月1日

熊本県告示第799号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
エーピー薬局	医療機関の所在地	天草市亀場町亀川1731番地の2	天草市亀場町亀川1693番地2	平成30年8月1日
訪問看護ステーションHEART	医療機関の所在地	菊池郡菊陽町津久礼2970番地1ディアコートアムールII205号	菊池郡菊陽町津久礼3044番地22	平成29年9月17日

熊本県告示第800号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、苓北町加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第801号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 加入区の名称
不知火町加入区
- 発起人の住所及び氏名
宇城市不知火町松合2873番地 浦中 政春
宇城市不知火町松合426番地1 奥村 金次郎
宇城市不知火町松合2992番地1 木下 隆義
- 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合

- 4 縦覧期間 松合漁業協同組合
平成30年10月16日から平成30年10月30日まで
- 5 縦覧場所 松合漁業協同組合

熊本県告示第802号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

下駄原地区

阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字下駄原3210番2、3210番4

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第803号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成30年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人玉寿会 玉名市伊倉北方1533番地	さくら苑 立願の森 玉名市立願寺623-1	431100370	平成30年10月5日	地域密着型 介護老人福祉施設

公 告

熊本県公告第635号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成30年12月23日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告する。

なお、この選挙について同令第20条及び同令42条の2の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供するので、同令第21条第2項において準用する同令第3条の規定により公告する。
平成30年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧期間 平成30年11月7日から平成30年11月13日まで
- 2 縦覧場所 熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所工務課、益城町復興整備課
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

熊本県公告第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。
平成30年10月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成29年九州地方整備局告示第55号熊本都市計画道路事業3・3・93号益城中央線及び3・3・13号水前寺秋津線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区八王寺町1-20 熊本県県央広域本部
- 4 事業施行期間 平成29年3月10日から平成38年3月31日まで
- 5 事業地
収用の部分 平成29年九州地方整備局告示第55号及び平成29年九州地方整備局告示第168号の事業地のうち、熊本県上益城郡益城町大字安永字火迫、大字宮園字辻及

び字居屋敷並びに大字寺迫字今吉地内において事業地を変更し、大字木山字居屋敷を削る。
使用の部分 平成29年九州地方整備局告示第55号及び平成29年九州地方整備局告示第168号の事業地のうち、熊本県上益城郡益城町大字寺迫字今吉を削る。
6 収用の手続が保留される事業地 平成29年九州地方整備局告示第55号及び平成29年九州地方整備局告示第168号の収用の手続が保留される事業地のうち、熊本県上益城郡益城町大字安永字火迫、大字宮園字辻及び字居屋敷並びに大字寺迫字今吉地内において事業地を変更し、大字木山字居屋敷を削る。

登載依頼

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年10月16日

熊本県教育長 宮尾千加子

熊本県教育委員会規則第9号

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立学校職員の職の設置に関する規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
第3条の見出し中「その他必要な職員」を「技能労務職員」に改め、同条第1項中「その他必要な職員（前条及び次条に掲げる職の職員を除く。）」を「技能労務職員」に改め、同条第2項中「技師」を「前項に規定する技師」に改める。
第4条中「前2条」を「前3条」に改める。
別表第1備考中「通信士及び機関長」を「航海士、機関長、機関士、通信士、甲板長、甲板員、機関員及び司厨業務に従事する者」に改める。
附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。